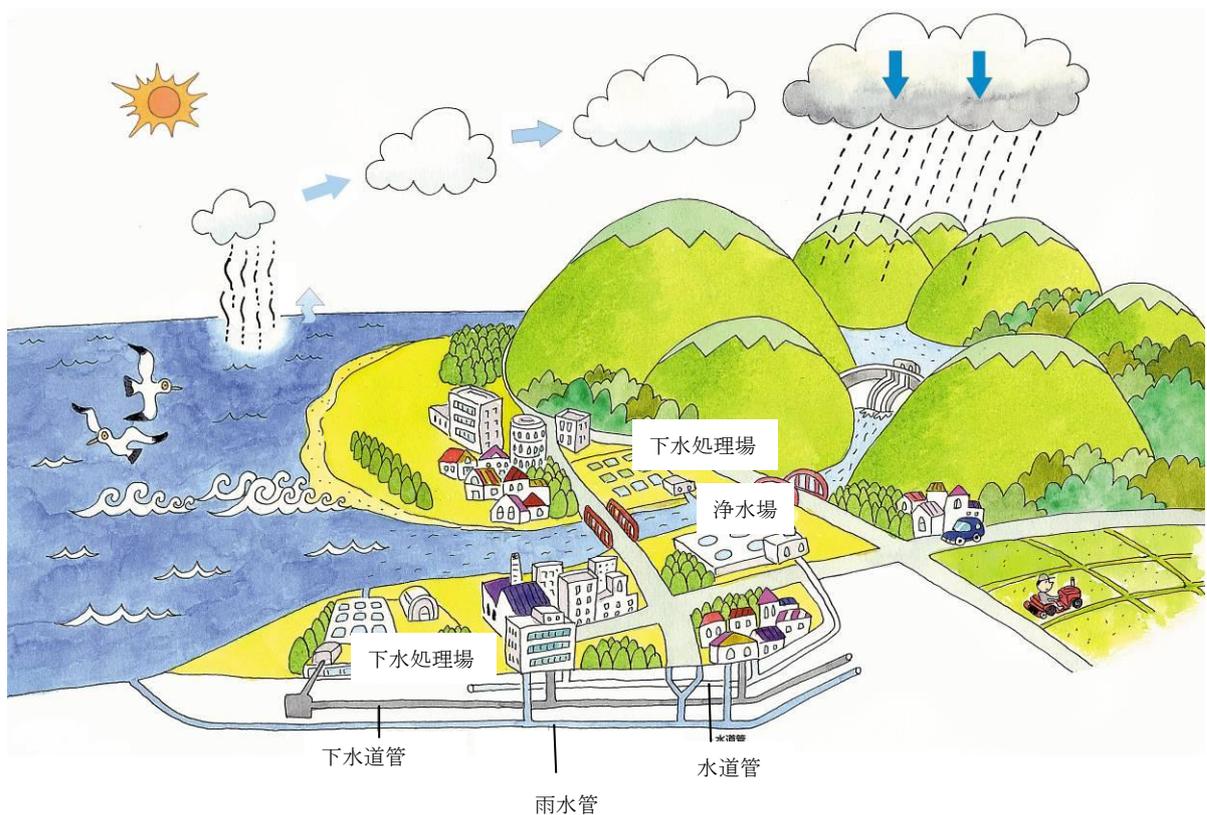


下水道事業

受益者負担金制度のしおり

快適な生活環境は、
整備された下水道から…



清水町 都市計画課

目次

- 受益者負担金制度について… 2 ページ
- 受益者負担金額について…… 2 ページ
- 受益者負担金を納めていただく方… 3 ページ
- 受益者の申告について…… 4 ページ
- 申告に際しての注意事項…… 5 ページ
- 納付方法について…… 6 ページ
- 納期について…… 6 ページ
- 今後の流れ（5年間） …… 7 ページ
- 一括納付及び納期前納付による報奨金
…………… 8 ページ
- 徴収猶予と減免について
…………… 9 ページ
- 受益者負担金の計算例
…………… 11 ページ

受益者負担金制度について

公共下水道の建設には多額の費用が必要です。それを全て国と市町が公費で負担すると、実際に下水道が整備されていない区域の人にも負担をかけることとなります。

そこで公費に加えて、公共下水道が整備されることにより直接下水道の利益を受ける区域のみなさんに、下水道建設工事費の一部を受益者負担金として、土地の面積に応じてご負担いただく制度が「受益者負担金制度」となります。

なお、受益者負担金の「益」とは、「下水道が使えるようになる」という利益だけでなく、「下水道が使えるような土地になる。」「生活環境が改善される。」という土地の付加価値増加の利益も含まれます。

そのため、現在は下水道に接続していない土地であっても受益者負担金は賦課されます。

受益者負担金額について

受益者が負担する負担金の額は以下のとおりです。

●1平方メートルあたり 210円●

例えば区域内に1筆300㎡の土地を所有している場合
 $300\text{㎡} \times 210\text{円} = 63,000\text{円}$ となります。

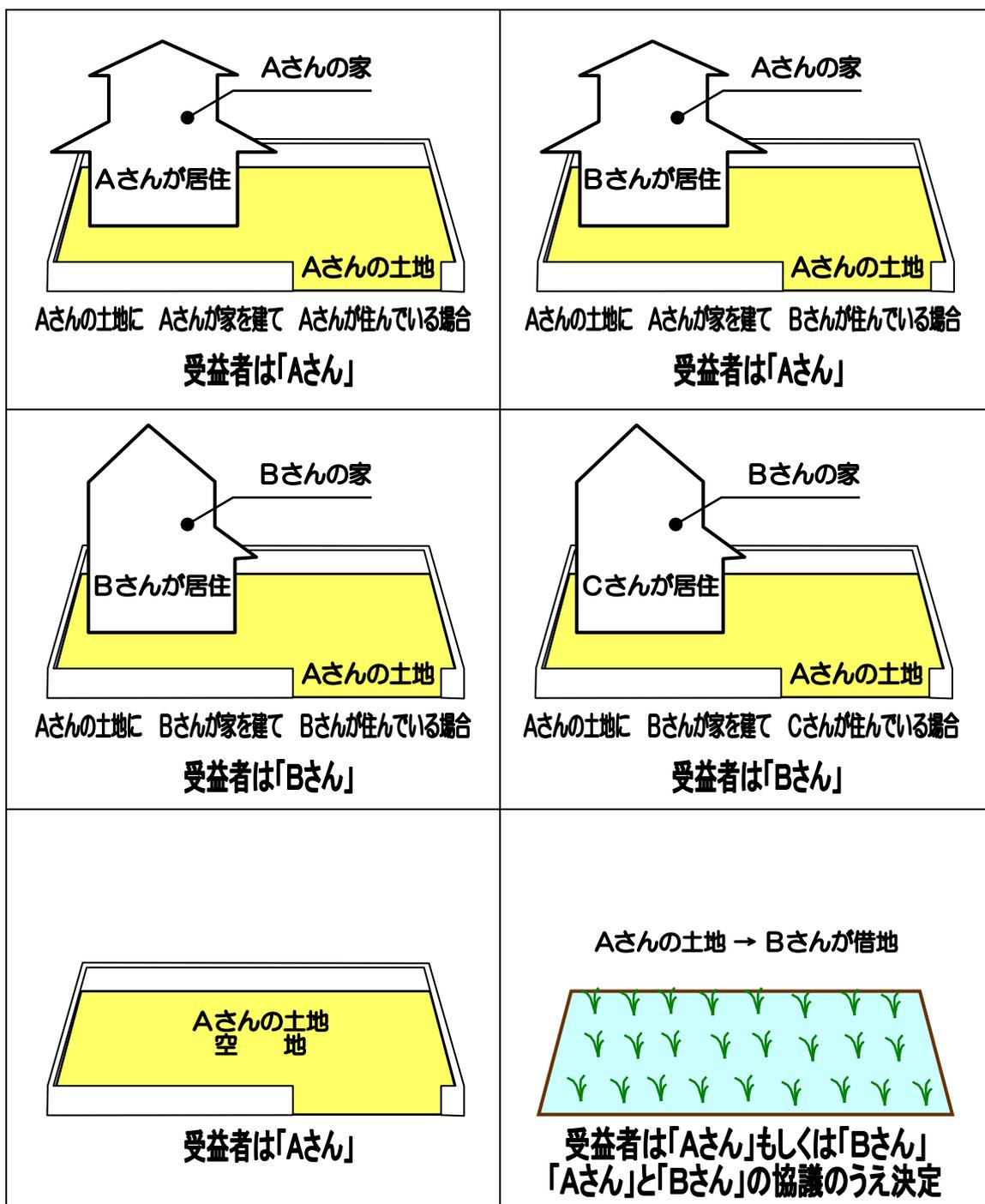
◎賦課対象を土地に限定した理由

下水道施設による利益は、土地の利用価値の増加が主となりますので、受益は土地の面積に比例します。建物の大きさや下水道の使用状況等を基準とすると、これらの内容はいつ変化するとも限らず、長期的にみて非常に不安定なものを基準として賦課することになり、かえって不公平となります。

受益者負担金を納めていただく方

公共下水道事業の施行区域内に、土地を持っている方（所有者）または、その土地に権利（地上権、質権、使用貸借または賃貸借による権利、ただし一時的な権利を除く）を持っている方（権利者）が受益者となります。

受益者の決め方の例を図で示すと次のようになります。



受益者の申告について

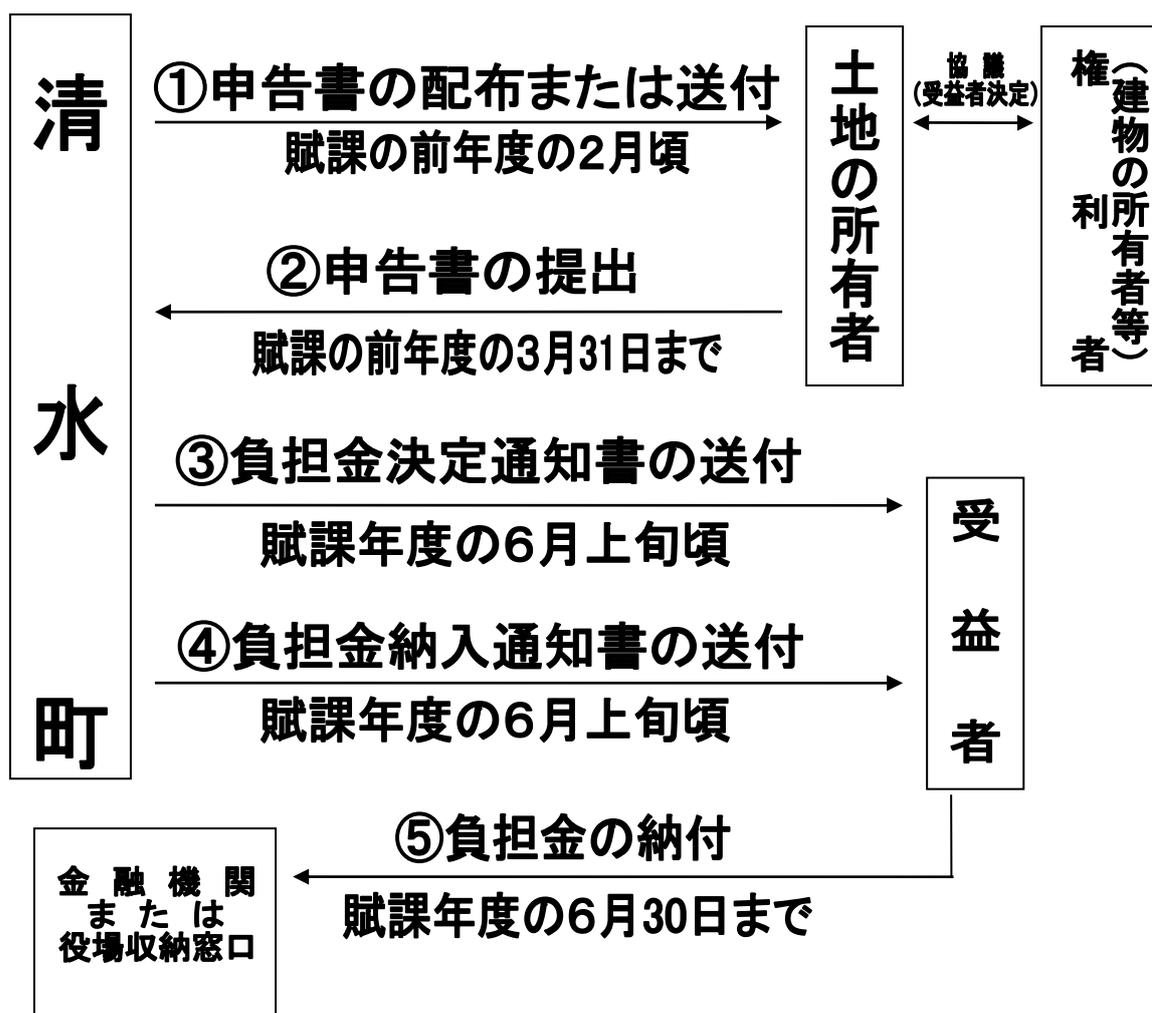
土地の所有者は公簿によって確認できますが、その土地に権利があるかどうか、あるとすれば、だれであるかは町ではわかりませんので、土地所有者の方には、権利の有無などについて申告をしていただきます。

土地所有者の方には、あらかじめ該当する土地の地番、地籍等を記入した「下水道事業受益者申告書」の用紙をお届けしますので、内容を確認のうえ指定期日までに申告してください。

その土地に権利者のある場合は、申告書の「土地所有者以外の受益者」欄に連署押印のうえ申告してください。

なお、申告のない場合は、土地の所有者を受益者と認定して、負担金を賦課することになりますので、ご注意ください。

【申告書配布から第1回納付まで】



申告に際しての注意事項

1 申告する人

賦課年度の4月1日現在における土地所有者または受益者

※土地所有者以外の方でも受益者と認められる方に申告書を送付している場合があります。

2 賦課の基準日

基準：「賦課年度の4月1日現在」の公簿に基づき決定します。

申告書：記載内容は、「賦課年度の前年の1月1日現在」の調査内容です。

「賦課年度の4月1日」までに公簿の内容に変更が生じる場合は、申告書を訂正の上、変更の確認が可能な書類の写しを添付して清水町役場都市計画課に提出してください。

特に、売買等により受益者の変更がある方は、その旨を清水町役場都市計画課下水道業務係にご連絡ください。

3 徴収猶予及び減免

土地の利用状態に応じて、負担金の徴収猶予及び減免が受けられる場合があります。申告書と併せて徴収猶予（減免）申請書を提出してください。

4 申告がない場合

受益者：公簿に基づき町長が認定します。

面積：公簿に基づき町長が認定し、料金を算定します。

5 負担金の納付方法

申告書内の「一括」と「分割」のどちらかをご選択ください。

※分割払いを選択した場合でも途中から一括払いに変更可能です。

一括払い：納期末到来分の負担金額を一括納付する方法です。

報奨金制度により最大約30%の減額があります。

分割払い：全額を5年間に渡り20期に分けて納付する方法です。

この場合、報奨金制度の対象となりません。

6 受益者の変更

申告書の提出後に、受益者の変更が生じた場合は、速やかに清水町役場都市計画課下水道業務係にご連絡ください。

また、「賦課年度の4月1日」までに売買等により受益者の変更がある方は、確認ができる書類（登記簿、売買契約書の写し等）の提出が必要となります。

納付方法について

受益者負担金決定額から減免があれば減免金額を、徴収猶予があれば徴収猶予金額を差引いた金額を5年に分割し、各年度をさらに4期に区分して、計20期で納めていただくことになります。

徴収猶予途中で猶予地において、猶予事由が消滅した場合（農地の宅地化等）、その時点からこの土地に係る受益者負担金額は、前記と同じように納めていただくことになります。

納期について

第1期	第2期	第3期	第4期
6月15日	9月15日	12月15日	2月15日
∩	∩	∩	∩
6月30日	9月30日	12月25日	2月末日

※納期が過ぎますと、延滞金が加算されます。
※納期が土曜日、日曜日、祝日にあたる時は、その翌日を納期とします。

今後の流れ（5年間）

	日 時	内 容	備 考
1 年 目	2月～3月	受益者負担金申告書等送付	
	3月31日	申告書提出期限 下水道供用開始 排水設備申請受付開始	徴収猶予申請書、減 免申請書提出期限
	6月上旬～中旬	負担金決定通知書、負担金納 入通知書送付（令和〇年度分）	
	6月30日	令和〇年度第1期納期限	
	9月30日	令和〇年度第2期納期限	
	12月25日	令和〇年度第3期納期限	
2 年 目	3月1日	令和〇年度第4期納期限	
	6月上旬～中旬	受益者負担金納入通知書送付 （令和〇+1年度分）	納期：6月、9月、 12月、2月
3 年 目	6月上旬～中旬	受益者負担金納入通知書送付 （令和〇+2年度分）	納期：6月、9月、 12月、2月
4 年 目	6月上旬～中旬	受益者負担金納入通知書送付 （令和〇+3年度分）	納期：6月、9月、 12月、2月
5 年 目	6月上旬～中旬	受益者負担金納入通知書送付 （令和〇+4年度分）	納期：6月、9月、 12月、2月

一括納付及び納期前納付による報奨金

一括納付の場合、負担金を初年度の第1期納付時に20期分まとめて納付されるか、あるいは分割納付の途中で、残額を一括納付されたと、規定に基づき「当該納期の後に続く残りの納期の数」に応じて報奨金が交付されます。

●下水道事業受益者負担金一括納付報奨金交付基準●

賦課	納期	一括納付する区分	当該納期の後に続く残りの納期の数	報奨率
1年目	1	全額一括納付	19回	30.0%
	2	残り19回分	18回	28.5%
	3	残り18回分	17回	27.0%
	4	残り17回分	16回	25.5%
2年目	5	残り16回分	15回	24.0%
	6	残り15回分	14回	22.5%
	7	残り14回分	13回	21.0%
	8	残り13回分	12回	19.5%
3年目	9	残り12回分	11回	18.0%
	10	残り11回分	10回	16.5%
	11	残り10回分	9回	15.0%
	12	残り9回分	8回	13.5%
4年目	13	残り8回分	7回	12.0%
	14	残り7回分	6回	10.5%
	15	残り6回分	5回	9.0%
	16	残り5回分	4回	7.5%
5年目	17	残り4回分	3回	6.0%
	18	残り3回分	2回	4.0%
	19	残り2回分	1回	2.0%
	20	残り1回分		

【 報奨金の計算例 】

●受益者負担金「100,000円」を全額一括納付する場合

A：当該納期分 100,000円÷20回＝「5,000円（1期分）」

B：報奨金 5,000円×19回×30%＝「28,500円（2～20期分）」

↓

一括納付額＝100,000円－「28,500円」＝「71,500円」

※詳細は「P.11：受益者負担金の計算例」と合わせてご確認ください。

徴収猶予と減免について

土地の状況または使用状態が下記に該当する場合には、徴収猶予や減免が認められることがありますので、申告の際に一緒に御提出ください。

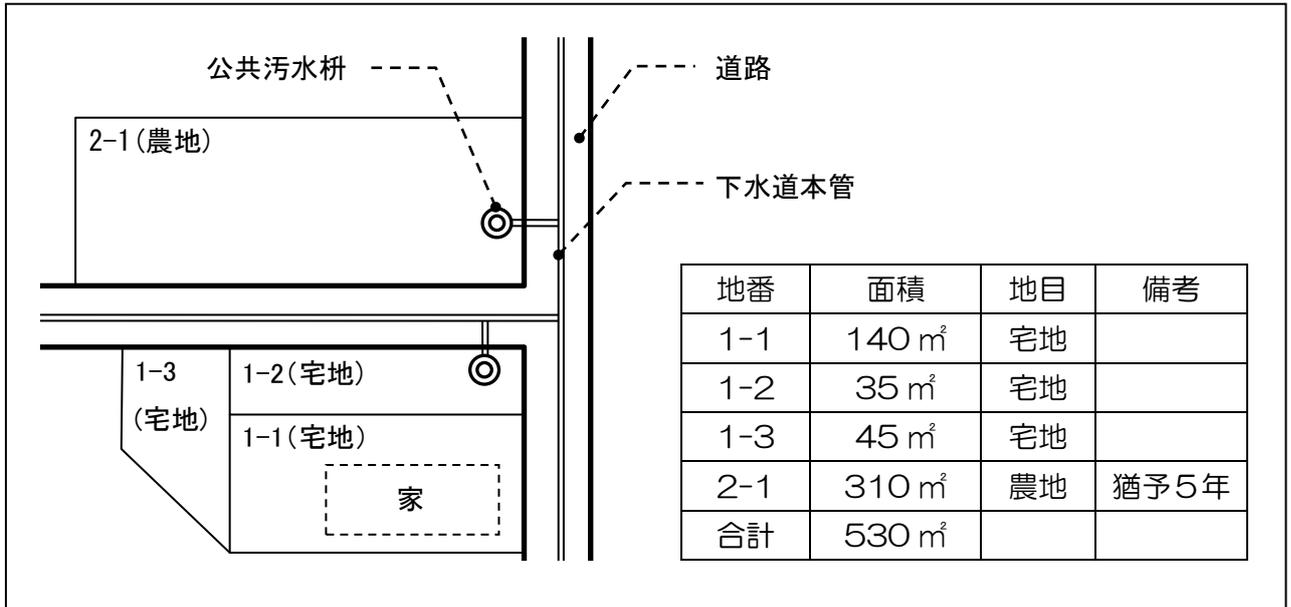
●下水道事業受益者負担金徴収猶予基準●

徴収猶予項目	猶予期間	摘要
田、畑、その他これに準ずる土地（土地の状況が宅地と認められるものは除く）	5年以内	徴収猶予期間内に農地転用が許可されたときは、その時点までとする
災害、盗難その他の事故にあったとき	1年を限度として町長が認定する期間	公の罹災証明または警察の盗難届証明を添付する
受益者または受益者と生計を共にする親族が病気または負傷により長期の療養を必要とするとき	1年を限度として町長が認定する期間	医師の診断書を添付する
係争地の場合	受益者の決定（判定）の日まで	
その他町長が特に徴収猶予をする必要があると認めたとき	町長が認定する期間	

●下水道事業受益者負担金減免基準●

減免の対象となる土地		減免率
1. 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地	(1)国公立学校用地	75%
	(2)国公立社会福祉施設用地	75%
	(3)警察法務収容施設用地	75%
	(4)一般庁舎用地	50%
	(5)国公立病院用地	25%
	(6)国公立有料公務員宿舍用地	25%
	(7)その他の公用財産用地（図書館、公民館、体育館等）	50%
2. 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地	(1)造幣局、印刷局、国有林野、アルコール専売、郵政事業各特別会計に属する行政財産	25%
	(2)地方公共団体が経営する企業用財産となっている土地	50%
3. 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地（道路、公園、河川及び水路等）		100%
4. 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者の土地		100%
5. その他状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地	(1)踏切及び軌道敷	100%
	(2)町内会が所有する施設用地	100%
	(3)公共性があると認められる私道及び水路	100%
	(4)学校教育法第1条に規定する学校で私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する幼稚園用地	75%
	(5)学校教育法第1条に規定する学校で私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する幼稚園以外の用地	30%
	(6)児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設敷地	100%
	(7)社会福祉事業法第2条に規定する事業で、社会福祉法人が経営する施設に係る土地	75%
	(8)文化財保護法等により指定された文化財及び指定文化財保存のための施設の用に供している土地	100%
	(9)宗教法人法第2条に規定する宗教団体が所有又は使用する土地で、宗教法人法第3条に規定する境内地。ただし、住居に使用する建物の敷地は除く。	50%
	(10)宗教法人法第2条に規定する宗教団体が所有又は使用する土地で、墓地、埋葬に関する法律第2条第5項に規定する墓地	100%
	(11)急傾斜地等宅地化が不可能又は著しく困難な土地	100%
	(12)保安林	100%
	(13)その他特に減免する必要があると町長が認めた土地	その都度町長が定める

受益者負担金の計算例



図：Aさん所有の土地（例）

上図に示す、処理区域内にあるAさん所有の土地を例に計算例を以下に示します。
 ※農地については、5年間の徴収猶予を認めたと仮定して計算します。

【受益者負担金の総額】

●Aさんの場合

①令和〇年度賦課分の受益者負担金

$$\begin{array}{c} \text{所有している} \\ \text{宅地の合計面積} \\ \text{「220 m}^2\text{」} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1 m}^2\text{あたりの} \\ \text{負担金額} \\ \text{「210 円」} \end{array} = \begin{array}{c} \text{受益者負担金額} \\ \text{「46,200 円」} \end{array}$$

②令和△年度賦課分の受益者負担金（5年間の猶予が認められた場合）

$$\begin{array}{c} \text{所有している} \\ \text{農地の合計面積} \\ \text{「310 m}^2\text{」} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1 m}^2\text{あたりの} \\ \text{負担金額} \\ \text{「210 円」} \end{array} = \begin{array}{c} \text{受益者負担金額} \\ \text{「65,100 円」} \end{array}$$

※以上のように、徴収猶予があると賦課決定が2回あります。
 納付の際は、それぞれ分割または一括納付を選択して頂きます。

【分割納付を選択される場合】

●Aさんの場合

①宅地分 46,200円 を分割納付する場合

→ 5年間で20期(回)に分けて納付して頂きます。

→ 100円未満の端数は、第1期に加算します。

$$\begin{array}{c} \text{受益者負担金額} \\ \text{「46,200円」} \end{array} \div \begin{array}{c} \text{5年間の分割総数} \\ \text{「20回」} \end{array} = \begin{array}{c} \text{分割後の金額} \\ \text{「2,310円」} \end{array}$$

この場合、100円未満の端数が第1期の納付額へ寄せられます

以上から、Aさんの納付額は次のようになります。

《第1期分》 46,200円 - (2,300円×19回分) = 2,500円

《第2期以降》 2,300円

②農地分 65,100円を分割納付する場合(5年後)

計算手法は上記宅地分と同じになります。

《第1期分》 65,100円 - (3,200円×19回分) = 4,300円

《第2期以降》 3,200円

【一括納付を選択される場合】

●Aさんの場合

①宅地分 46,200円を第1期に一括納付する場合

$$\begin{array}{c} \text{第1期納付額} \\ \text{「2,500円」} \end{array} + \begin{array}{c} \text{第2期～第20期} \\ \text{の納付総額} \\ \text{「43,700円」} \end{array} - \begin{array}{c} \text{報奨金による減額} \\ \text{「13,110円」} \end{array} = \begin{array}{c} \text{第1期一括納付額} \\ \text{「33,090円」} \end{array}$$

※報奨金の計算式：2,300円×残19回分×第1期報奨率30% = 13,110円

②農地分 65,100 円を第 1 期に一括納付する場合（猶予5年後）
 計算手法は前ページの宅地分（一括納付時）と同じになります。

《報奨金》

$$3,200 \text{ 円} \times 19 \text{ 回} \times 30\% = \underline{18,240 \text{ 円}}$$

《納付額》

$$4,300 \text{ 円} + 60,800 \text{ 円} - 18,240 \text{ 円} = \underline{46,860 \text{ 円}}$$

③宅地分と農地分を合わせて一括納付する場合（農地の猶予申請をしない場合）
 前ページ同様に、はじめに分割額を求めます。

$$\begin{array}{ccc} \text{受益者負担金額} & \div & \text{5年間の分割総数} \\ \text{「111,300円」} & & \text{「20回」} \\ & & = \\ & & \text{分割後の金額} \\ & & \text{「5,565円」} \end{array}$$

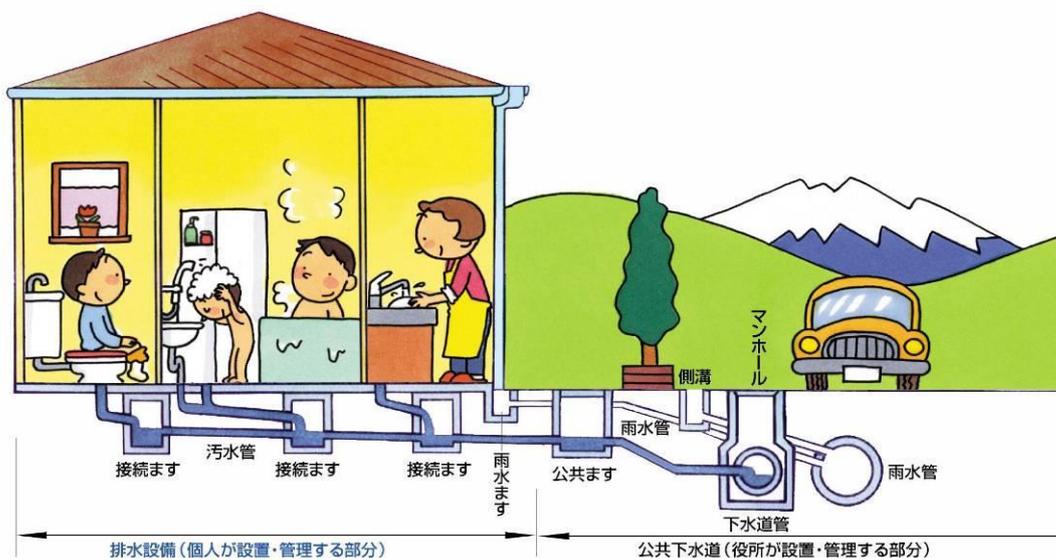
この場合、100円未満の端数が
 第1期の納付額へ寄せられます

以上から、Aさんの納付額は次のようになります。
 《第1期分》 111,300円 - (5,500円×19回分) = 6,800円
 《第2期以降》 5,500円

次に報奨金を適応させた納付額を算出します。

$$\begin{array}{ccc} \text{第1期納付額} & + & \text{第2期～第20期} \\ \text{「6,800円」} & & \text{の納付総額} \\ & & \text{「104,500円」} \\ & & - \\ & & \text{報奨金による減額} \\ & & \text{「31,350円」} \\ & & = \\ & & \text{第1期一括納付額} \\ & & \text{「79,950円」} \end{array}$$

※報奨金の計算式：5,500円×残19回分×第1期報奨率30%＝31,350円



受益者負担金についてのお問合せは

清水町 都市計画課 下水道業務係

〒411-8650 清水町堂庭 210-1

TEL : 055-981-8222